

## 私立高等学校等奨学給付金支給費について

### 1 事業目的

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低中所得者世帯に対して奨学給付金を支給する。

### 2 制度変更の概要

#### (1) 対象者

就学支援金（新制度）の対象者	①生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯（生活保護受給世帯）
	②保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）
	③保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯（②の世帯を除く）
	④保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満である世帯（②及び③の世帯を除く）
就学支援金（経過措置）または新修学支援金の対象者	①生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯（生活保護受給世帯）
	②保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）

#### (2) 給付額

区分	全日制	通信制
①	52,600円	52,600円
②	152,000円	52,100円
③	50,670円	17,370円
④	38,000円	13,030円

### 3 委託契約について

業務項目	業務内容の説明
申請書類の審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出書類について、内容及び過不足を確認し、不備があれば修正・追加提出の指示を行う。</li> <li>支給要件（所得等）を確認し、修正・取下げ指示を行う。</li> <li>申請書類を取りまとめ、県へ提出する。</li> </ul>
対象者リストの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請内容の集計・リスト化し、申請書の内容が正しく転記されていることを確認した上で、県へ提出する。</li> </ul>
支給決定通知の送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者に対し、県が作成する支給決定通知を送付する。</li> </ul>

※受託しない場合も、受託する場合と同様の事務を行っていただきます。

※本委託契約は収益事業には該当しないため、寄付行為の変更をしていただく必要はありません。

### 4 学校の代理受領について

#### (1) 学校代理受領による利点

- 申請者が口座情報を提出する必要がなく、申請者の負担軽減となる
- 学校及び県における審査業務において、口座情報を確認する必要がなく、事務負担の大幅な軽減につながる
- 審査業務が速やかに完了するため、代理受領しない場合と比べ、早期給付が可能となる
- 口座情報の誤り等による振込不能がなくなり、学校が振込不能対応をする必要がなくなる

#### (2) 学校代理受領を行う際の留意点

- 申請者が学校への委任状を書く必要はない  
(申請書で意向を確認できるよう、様式を修正予定)
- 代理受領を行うのは原則学校単位であり、代理受領を行う学校のうち一人だけ申請者本人の口座に振り込むといったことはできない

## 5 事業日程

### (1) 受付期間

令和8年7月1日（水）～11月20日（金）まで

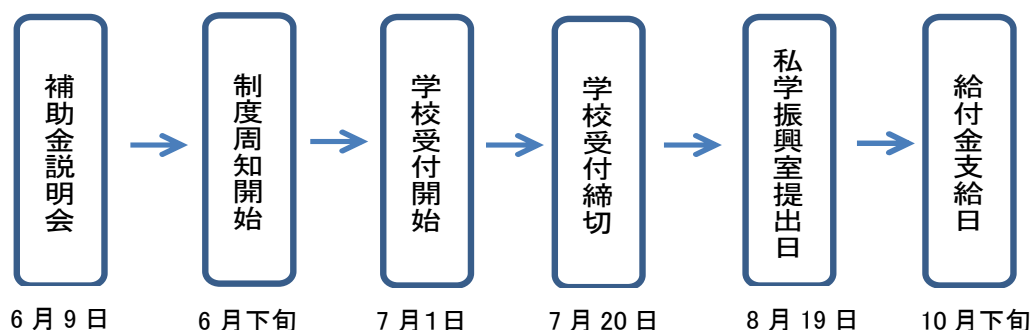
※年内に支給を完了させるため、受付期限に関わらず提出書類が揃い次第速やかに提出してください。

### (2) 支給スケジュール

生徒から学校への受付締切日を毎月20日頃とし、提出された申請書類を1月分ごとに取りまとめ、翌月19日までに県に提出してください。

学校から県への最終提出期限は令和8年11月20日（金）とし、修正等があった場合の再提出期限は令和8年12月4日（金）とします。

< 第1回目の支払スケジュール（予定） >



## 6 問い合わせについて

委託契約や学校代理受領を含め、奨学給付金についてのお問い合わせはメールでお願いいたします。お電話でお問い合わせいただいても、その場での回答はいたしかねます。

なお、「よくある質問集」を随時更新しますので、お問い合わせ前に最新版をご確認いただき、問い合わせが重複することのないようにお願いいたします。

## 7 配布資料

- (1) 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて  
（令和8年度改正（案）見え消し）
- (2) 令和8年度申請書様式(案)
- (3) 奨学給付金申請者一覧作成シートのコード関係注意事項

令和6年4月1日  
 文部科学省初等中等教育局長決定  
 令和7年5月2日 一部改正  
 令和8年 月 日 一部改正

高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて

1. 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の概要

奨学のための給付金（以下「高校生等奨学給付金」という。）については、改正法（令和8年法律第8号）による高等学校等就学支援金制度の見直しとあわせて、授業料以外の教育費に対する支援の拡充を一体的に推進することが重要であることから、高校生等の授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金について、中所得層への範囲の拡充を図るとともに、従来の国庫補助率3分の1を2分の1に引き上げたものである。

具体的には、高等学校等就学支援金（新制度）等の対象となる高校生等については令和8年度から、年収270万円から年収490万円相当の世帯を補助対象世帯として拡充した。

なお、高等学校等就学支援金（新制度）等の対象とならない高校生等についても、従前と同様の生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯は補助対象世帯である。

概要は下表のとおりである。

交付要綱	高校生等の範囲 (※1)	補助対象世帯及び給付額 (※2)		
		補助対象世帯	給付額	
			全日制等	通信制
別表1	高校生等 (新制度)	i 生活保護受給世帯	国公立： 32,300 円 私立： 52,600 円	国公立： 32,300 円 私立： 52,600 円
		ii 住民税非課税世帯	国公立： 143,700 円 私立： 152,000 円	国公立： 50,500 円 私立： 52,100 円
		iii 年収270～380万円相当の世帯 ※住民税非課税世帯の3分の1の給付額	国公立： 47,900 円 私立： 50,670 円	国公立： 16,830 円 私立： 17,370 円
		iv 年収380～490万円相当の世帯 ※住民税非課税世帯の4分の1の給付額	国公立： 35,930 円 私立： 38,000 円	国公立： 12,630 円 私立： 13,030 円
別表2	高校生等 (旧制度)	i 生活保護受給世帯	国公立： 32,300 円 私立： 52,600 円	国公立： 32,300 円 私立： 52,600 円
		ii 住民税非課税世帯	国公立： 143,700 円 私立： 152,000 円	国公立： 50,500 円 私立： 52,100 円

※1 「2. 高校生等の範囲について」を参照。

※2 「4. 補助対象世帯及び給付額について」を参照。

## 2. 高校生等の範囲について

### (1) 高校生等（新制度）

交付要綱別表 1 の「高校生等（新制度）」は、次に掲げる A 又は B のいずれかに該当する者 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 3 条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）のうち、認定基準日である 7 月 1 日現在（~~4-1~~（~~3-2~~）④の場合において、災害等が発生した日が 7 月 2 日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の 1 日の場合は、申請のあった月）の 1 日現在。）の状況によることとする。  
~~ただし、次に掲げる場合は、補助対象又は対象外とする。~~

A 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する者

※高等学校等就学支援金（新制度）の対象者

B 【P】高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定）第〇条又は国の設置する高等学校等の高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定）第〇条に規定する者

※学び直し支援（新制度）の対象者

### (2) 高校生等（旧制度）

交付要綱別表 2 の高校生等（旧制度）は、次に掲げる A～D のいずれかに該当する者（支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）のうち、認定基準日である 7 月 1 日現在の状況によることとする。

A 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 8 号。以下「令和 8 年改正法」という。）附則第 2 条第 2 項に規定する経過措置の対象者

※令和 8 年 3 月 31 日以前から高等学校等（高等学校等就学支援金（新制度）の対象校種）に在学する高等学校等就学支援金（旧制度）の対象者

B 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 8 年文部科学省令第 18 号）附則第 2 項に規定する経過措置の対象者

※令和 8 年 3 月 31 日以前から高等学校等就学支援金（旧制度）であれば対象となる高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む。）に在学する高等学校等就学支援金（旧制度）の対象者

C 令和 8 年改正法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条に規定する者（A 又は B に該当する者、法第 3 条に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 4 の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）

※令和 8 年 4 月 1 日以降に入学する高校生等・新修学支援の対象者（高等学校等就学支援金（旧制度）であれば対象となりうる者（在留資格が留学である者を除く。））

D 【P】 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第〇条又は国の設置する高等学校等の高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第〇条に規定する者

※学び直し支援（旧制度）の対象者

（3）次に掲げる場合は、補助対象とする。

~~① 認定基準日現在、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者に対し、都道府県において給付の対象とする場合は補助対象とする。~~

①② 秋入学など7月以降に入学することが定められている学校の入学者に対し、都道府県において給付の対象とする場合は補助対象とする。なお、この場合の認定は、7月1日現在ではなく入学時の状況により確認する。

②⑤ ~~4の補助対象世帯に該当しない高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に該当する場合であっても、都道府県において、別紙2に定める家計急変世帯への支援の対象とする場合は補助対象とする。~~

(4) 次に掲げる場合は、補助対象外とする。

- ①③ 認定基準日現在、休学している者については、原則として給付の対象としない。ただし、都道府県において、年度内の休学期間を考慮して給付の対象とする場合は補助対象とする。
- ②④ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は補助対象外とする。

### 3. 保護者等について

(1) 交付要綱別表1及び別表2に定める保護者等は、学校教育法（平成22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者であり、次のとおりとする。

- ① 高校生等に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、以下のiからivを除く。）がいる場合は当該保護者とする。
- i) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ii) 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- iii) 民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- iv) i～iiiに掲げる者のほか、生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者
- ② 高校生等に保護者がいない場合、当該高校生等（当該高校生等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）とする。

(2) 在学中に高校生等が成人を迎えた場合については、家族構成等に変更がなく、成年年齢に達する日以前の日ににおいて保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、当該高校生等が在学中の間は、保護者であった者を「他の者」（主たる生計維持者）とすることとし、保護者が2名の場合は「他の者」も2名として取扱うこととする。

(3) (1) ①ivに規定する経費負担困難者に関し、共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難であると保護者等からの申し出について判断が難しい場合は、文部科学省まで問い合わせること。

### 4-1. 一補助対象世帯及び給付額について

(1) 高校生等（新制度）の補助対象世帯及び給付額生活保護受給世帯について

- ① 交付要綱別表1の世帯区分は、次のi～ivのとおりとする。
- i) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）

ii) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）

iii) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（以下「所得割合算額」という。）が 105,500 円未満である世帯（ii の世帯を除く）（以下「年収 270～380 万円相当の世帯」という。）

iv) 所得割合算額が 182,500 円未満である世帯（ii 及び iii の世帯を除く）（以下「年収 380～490 万円相当の世帯」という。）

② 交付要綱別表 1 の「別途定める単価」は、次のとおりとする。

世帯区分	全日制等		通信制	
	国公立	私立	国公立	私立
i 生活保護受給世帯	32,300 円	52,600 円	32,300 円	52,600 円
ii 住民税非課税世帯	143,700 円	152,000 円	50,500 円	52,100 円
iii 年収 270～380 万円相当の世帯	47,900 円	50,670 円	16,830 円	17,370 円
iv 年収 380～490 万円相当の世帯	35,930 円	38,000 円	12,630 円	13,030 円

(2) 高校生等（旧制度）の補助対象世帯及び給付額

① 交付要綱別表 2 の世帯区分は、次の i 及び ii のとおりとする。

i) 生活保護受給世帯

ii) 住民税非課税世帯

② 交付要綱別表 2 の「別途定める単価」は、次のとおりとする。

世帯区分	全日制等		通信制	
	国公立	私立	国公立	私立
i 生活保護受給世帯	32,300 円	52,600 円	32,300 円	52,600 円
ii 住民税非課税世帯	143,700 円	152,000 円	50,500 円	52,100 円

(3) 交付要綱別表 1 及び別表 2 に定める各世帯区分の取扱いについては、次のとおりとする。

① ~~生活保護受給世帯交付要綱別表に定める「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が行われている世帯~~であることについては、7 月 1 日現在の高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況を証明書等により確認する。

~~② 当該世帯に扶養されている高校生等の交付要綱別表の「別途定める単価」は、次のとおりとする。~~

~~・国公立の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり年額 32,300 円~~

~~・私立の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり年額 52,600 円~~

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯について

②④ ~~住民税非課税世帯交付要綱別表に定める「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯~~については、「~~保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が 0 円の世帯~~」とする。

※ 実際の税額の算定においては、100 円未満の端数は切捨てとなるため、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 1～99 円となる場合は非課税となる。したがって、課税証明書等の内訳において 1～99 円と記載されている場合であっても対象となる。

~~③④ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）が行われている場合は、生活保護受給世帯以外の世帯区分による補助対象とはならない。高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されていないことの確認は、申請者からの誓約書により行う。~~

~~③ 当該世帯に扶養されている高校生等の交付要綱別表の「別途定める単価」は、次のとおりとする。~~

- ~~・ 国公立の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり年額 143,700 円~~
- ~~・ 国公立の通信制の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり年額 50,500 円~~
- ~~・ 私立の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり年額 152,000 円~~
- ~~・ 私立の通信制の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり年額 52,100 円~~

④ 交付要綱別表 1 及び別表 2 の「別途定める単価」は、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき 1 回に限り、(1) 上記②及び(2) ③の金額に次の金額を加算することができる。なお、制服が災害等により喪失・毀損したことについては、罹災証明書等により確認し、再度、制服の購入が必要であることについては、高校生等が通う高等学校等による証明書等により確認する。

世帯区分	国公立	私立
ii 住民税非課税世帯	64,800 円	81,000 円
iii 年収 270～380 万円相当の世帯	21,600 円	27,000 円
iv 年収 380～490 万円相当の世帯	16,200 円	20,300 円

~~・国公立の高等学校等に通う高校生等 1人当たり 64,800 円~~

~~・私立の高等学校等に通う高校生等 1人当たり 81,000 円~~

### 5. 3 事務処理等について

——高校生等奨学本給付金の給付に当たっては、保護者等からの申請の内容について適切に審査を行うとともに、上記のほか、事務処理等においては以下の点に留意すること。

- ① 給付の回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、2.2 上記 2 (1) B 又は 2 (1) D ④に該当する場合はこの回数に加えて1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）給付することができる。なお、事務処理の都合等により年度内に分割して給付することは差し支えない。
- ② 交付要綱別表 1 及び別表 2に定める「補助対象経費」については、原則として、高等学校等が給付金を代理受領し、保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺することができる旨を都道府県の交付要綱等に規定すること。なお、代理受領を行う場合は、保護者等から学校長への委任状の提出が必要となる。その際、申請書と委任状を一体化するなど、手続きを簡略化することは差し支えない。  
やむを得ず代理受領としない場合については、受給者に対して、給付金を生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費として活用するとともに、例えば、修学旅行のための積立金など、給付金を計画的に活用するよう十分に周知すること。
- ③ 事務処理に際し、個人情報及び特定個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、高校生等及び保護者等のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。
- ④ 速やかに保護者等の教育費負担を軽減するために、例えば、申請書の提出期限を夏休み前とするなど、審査事務の早期化を図ること。
- ⑤ 新入生に対する一部給付の早期化（前倒し給付）については別紙1を、家計急変世帯への支援については別紙2を参照すること。

### 6. その他の留意事項

- ① 各都道府県においては、高校生等奨学給付金について、高等学校等就学支援金制度と併せて生徒・保護者等に周知すること。とりわけ、令和8年度からの授業料支援の拡充が生徒の進路選択の拡大を目指しているものであることから、高校生等奨学給付金や各都道府県等が実施する貸与型の奨学金事業など、授業料以外の教育費に対する支援策の周知の充実が重要である。そのため、これらの制度の不知により支援の対象から漏れることがないように、制度の内容について十分な周知等を行うこと。
- ② 予算事業による支援も含めて、中学校段階からの周知が重要であるため、各都道府県教育委員会は、市町村教育委員会と連携して、別途送付する予定のリーフレットやホームページを活用したり、中学校の進路指導担当に情報提供するなどして、制度の周知に努めること。  
とりわけ中学校段階で就学援助を受けている世帯に対しては、例えば、スクールソーシャルワーカーから高等学校等就学支援金を含めた高校生等の修学支援の仕組みをプッシュ

型で紹介するなどの方法により、周知の充実を図ること。

- ③ 各都道府県の授業料減免制度や高等学校等就学支援金などの手続きに必要な書類と重複する場合、提出書類の省略や提出時期を工夫する等、手続における学校現場や生徒・保護者等の負担軽減に配慮すること。

(別紙 1)

## 新入生に対する一部給付の早期化（前倒し給付）について

## 1. 概要

低~~中~~所得世帯の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、都道府県において、新入生に対する4～6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）の前倒し給付を実施する場合は、前年度の課税証明書等及び4月1日現在の状況に基づき、4～6月分相当額の給付を行うことができるものとする。

この場合、7月～翌年3月分に相当する額（以下「7～3月分相当額」という。）は、当該年度の課税証明書等及び7月1日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。

また、都道府県の判断により、新入生のうち前倒し給付を希望する者のみを対象とすることとしても差し支えない。

## 2. 補助対象世帯について

補助対象世帯は、交付要綱別表1に定める高校生等（新制度）である新入生については同別表の世帯区分1～4の世帯、交付要綱別表2に定める高校生等（旧制度）である新入生については同別表の世帯区分1又は2の世帯とし、取扱いについては次のとおりとする。

## (1) 生活保護受給世帯の新入生について

- ① 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し給付を行う場合は、交付要綱別表1及び別表2に定める「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯」であることについて、4月1日現在の高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況を証明書等により確認し、交付要綱別表1及び別表2の「別途定める単価」に四分の一を乗じた額を給付することとする。
- ② 7～3月分相当額の給付については、7月1日現在の高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に基づく給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

(2) 生活保護受給世帯以外の世帯道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の新入生について

- ① 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し給付を行う場合は、交付要綱別表1及び別表2に定める「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」、「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯」又は「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満である世帯」であることについて、前年度の課税証明書等により確認し、交付要綱別表1及び別表2の「別途定める単価」（「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」本文4-1（3-2）④に規定する金額を除く。）に四分の一を乗じた額を給付することとする。

- ② 7～3月分相当額の給付については、当該年度の課税証明書等に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に基づく給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。
- ③ 7～3月分相当額の給付について、当該年度の課税証明書等に基づき判定した結果、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が交付要綱別表1及び別表2に定める「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」、「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯」又は「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満である世帯」非課税でないことを理由に高校生等奨学給付金の対象とならない世帯において、7月2日以降に家計が急変し、申請のあった場合に、家計急変世帯への支援の対象とすることは差し支えない。その際、家計急変支援の申請のあった月の翌月1日現在の状況に基づく給付額から4～6月分相当額を差し引く必要はないが、交付要綱別表1又は別表2の「別途定める単価」を超えて給付することはできない。

~~例) 4月に前倒し給付を受給したが、7月に課税世帯として年額給付の対象外となった者が、10月から家計急変支援を受ける場合。~~

~~○私立全日制高校に在学している場合。~~

~~・4～6月分相当額（私立（全日制））~~

~~→ $152,000 \text{円} \times 1/4$ （4～6月分相当額）＝38,000円＝①~~

~~・10月～翌年3月分（私立（全日制））~~

~~→ $152,000 \text{円} \times 6 \text{月（10月～翌年3月分）} / 12 \text{月} = 76,000 \text{円} = ②$~~

~~①+②＝114,000円 < 152,000円（給付単価（年額））のため、家計急変支援としては、76,000円を給付。~~

~~○9月に私立全日制高校から私立通信制高校に転学した場合。~~

~~・4～6月分相当額（私立（全日制））~~

~~→ $152,000 \text{円} \times 1/4$ （4～6月分相当額）＝38,000円＝①~~

~~・10月～翌年3月分（私立（通信制））~~

~~→ $52,100 \text{円} \times 6 \text{月（10月～翌年3月分）} / 12 \text{月} = 26,050 \text{円} = ②$~~

~~①+②＝64,050円 > 52,100円（給付単価（年額））のため、家計急変支援としては、52,100円＝38,000円＝14,100円を給付。~~

（3）給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

### 3. 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については通常の高中生等奨学給付金の取扱いと同様とする。この場合、7月1日現在の状況によることとしているものについては、前倒し給付においては4月1日現在の状況によることとする。

(別紙 2)

## 家計急変世帯への支援について

## 1. 概要

家計急変により保護者等の収入が減少した世帯に対して、高校生等奨学給付金の給付額に反映されるまでの間、都道府県が家計急変世帯への支援として実施した高校生等奨学給付金事業に要した経費についても補助対象とする。

## 2. 補助対象世帯について

補助対象世帯は、家計急変による経済的理由から、交付要綱別表 1 に定める高校生等（新制度）については同別表の世帯区分 2～4 に相当すると認められる世帯、及び交付要綱別表 2 に定める高校生等（旧制度）については同別表の世帯区分 2 の世帯に相当すると認められる世帯とし、取扱いについては次のとおりとする。

~~(1) 家計急変による経済的理由から、交付要綱別表に定める「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる者を対象とする。~~

(1-2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）が行われている場合は、補助対象としない。高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されていないことの確認は申請者からの誓約書により行う。

(2-3) 給付額及び家計の状況の確認

① 新入生に対する前倒し給付を行わない場合及び在校生の場合

i) 7 月 1 日までに家計が急変し、都道府県の定める通常の高校生等奨学給付金に係る期日までに申請のあった者には、交付要綱別表 1 又は別表 2 の「別途定める単価」（「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」本文 4-1（3-2）④に規定する金額を除く。以下同じ。）を給付する。

ii) 7 月 2 日以降に家計が急変し、申請のあった者には、交付要綱別表 1 又は別表 2 の「別途定める単価」について、原則として、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付する。なお、都道府県において申請期間を一定期間設ける場合など、遡って支援することも差し支えないものとする。

iii) i・ii いずれの場合も、原則として、申請時における最新の家計の状況を確認する。

例) 私立（全日制）の場合

○ 7 月 1 日までに家計が急変し、申請のあった者（i に該当する者）

→152,000 円（年額）を給付

○ 9 月に家計が急変し、申請のあった者（ii に該当する者）

→152,000 円×6 月（10 月～翌年 3 月分）／12 月＝76,000 円を給付

② 新入生に対する前倒し給付を行う場合

i) 4 月 1 日までに家計が急変し、都道府県の定める 4～6 月相当分の高校生等奨学給付金に係る期日までに申請のあった者には、交付要綱別表 1 又は別表 2 の「別途定める単価」に四分の一を乗じた額を給付する。

- ii) 4月2日以降に家計が急変し、申請のあった者には、①と同様の取扱いにより給付する。
- iii) i・iiいずれの場合も、原則として、申請時における最新の家計の状況を確認する。

例) 私立(全日制)の場合

~~○4月1日までに家計が急変し、申請のあった者(iに該当する者)~~

~~⇒152,000円×1/4(4～6月分相当額)＝38,000円を給付~~

~~※7～3月分相当額は、7月1日現在の状況に基づき改めて判定。~~

~~○4月2日以降7月1日までに家計が急変し、申請のあった者(iiに該当する者)~~

~~⇒152,000円(年額)を給付~~

~~※前倒し給付は実施せず、①と同様の取扱いにより給付。7月2日以降に家計が急変した場合も同様。~~

- ③ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、上記①、②の金額に次の金額を加算することができる。

~~・国公立の高等学校等に通う高校生等 1人当たり 64,800円~~

~~・私立の高等学校等に通う高校生等 1人当たり 81,000円~~

世帯区分	国公立	私立
ii 住民税非課税世帯	64,800円	81,000円
iii 年収270～380万円相当の世帯	21,600円	27,000円
iv 年収380～490万円相当の世帯	16,200円	20,300円

(3.4) 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

### 3. 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については通常の高中生等奨学給付金の取扱い(新入生に対する前倒し給付を行う場合は、前倒し給付の取扱い)と同様とする。

この場合、7月1日現在の状況によることとしているものについて、家計急変支援においては、原則として、申請のあった月の翌月(家計が急変した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月)の1日現在の状況によることとする。なお、~~2-~~(~~2-3~~)③の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあつては、申請のあった月の翌月(災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月)の1日現在の状況によることとする。

ただし、都道府県において申請期間を一定期間設ける場合など、遡って支援することとしている場合はこの限りでない。

## 【参考】

## ○家計の状況の確認方法の例

—家計の状況の確認方法の例を以下に示す。なお、都道府県において、他の事業で家計の状況を確認している場合など、別の方法により確認することとしても差し支えない。

## —(1) 確認書類

—高校生等奨学給付金を受けようとする高校生等が、①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類を提出する。

## —(確認書類の例)

—①離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など

—②課税証明書等(家計急変前)、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など(家計急変後)

—

## —(2) 収入基準

上記の書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、以下の表により判断する。

## ＜所得割合算額が非課税相当の世帯の例＞

世帯構成	年収見込
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満
6人世帯	3,704,000 円未満
7人世帯	4,140,000 円未満
8人世帯	4,576,000 円未満

※上記の例に該当しない場合は、個別に確認のこと。

## —(3) 年収見込額の推計等

・災害などに起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象とはならない。

・年収見込額には退職金、失業手当は含めないものとする。

・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、次の計算方法によるものとする。

—3か月の平均給与月額×12月



国籍確認欄

記入上の注意	申請日の属する年度の7月1日現在の状況で記入してください。
添付資料	1 生活保護世帯 生業扶助を受給中であることを証明する生活保護受給証明書 2 上記以外の世帯 保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類

<p>※学校使用欄 <u>この欄は学校から証明を受けてください</u></p> <p>上記生徒が令和8年7月1日時点で、<span style="float: right;">立</span> <span style="float: right;">学校</span></p> <p style="text-align: center;">課程に在学することを証明します。</p> <p>また、上記生徒は令和8年7月1日時点で就学支援金・新修学支援・学び直し支援金の受給資格を有しております。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 学校長 氏名</p>	<p>※審査結果記入欄</p> <p><input type="checkbox"/> 生活保護世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 非課税世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 所得割105,500円未満世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 所得割182,500円未満世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 対象外</p>
--	--

年 7月 1日

愛知県知事殿

※消えるボールペン(フリクション等)、修正テープ、修正液の使用不可！  
修正する場合は「二重線」で訂正してください！(全ての様式共通です)

次の4点を確認の上、  
 申請書の記載内容が正しいこと  
 内容を確認して必ず全てチェックすること  
 私は愛知県以外の都道府県に在住する者であり、この申請の対象となる高等学校(母子生活支援施設)の高校生であること  
 申請は行っておらず、申請書に添付した書類を返却するにのみ従いその金額を即時返還します。

親権者2名が保護者等の場合は、生徒と同居する親権者のどちらかを申請者としてください。氏名は保護者自身が記入してください。外国籍の方は口座名義と同じ名前を記入してください。

フリガナ	セイ	アイチ	メイ	イチロウ
【申請者】 保護者等① 氏名	姓	愛知	名	太郎
住所	〒	460-8501	愛知県	名古屋
			<input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 郡	中 <input checked="" type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村
電話番号	052 - 954 - 1411			
下記生徒との関係	親権者	<input checked="" type="checkbox"/>	未成年後見人	<input type="checkbox"/>
	その他(主たる生計維持者を含む)	<input type="checkbox"/>	生徒本人(左記の親権者等がない場合のみ)	<input type="checkbox"/>
保護者等② 氏名 (2名以上の場合)	父			
下記生徒との関係	親権者	<input type="checkbox"/>	未成年後見人	<input type="checkbox"/>
住所	申請者と同じ	<input type="checkbox"/>		
申請区分	①課税証明書で保護者等の所得額を記載した市区町村税と都道府県民税の所得割額を転記し、計の欄に合算額を記入してください。保護者等が2名いる場合、二名分の合算額をa+bの欄に記入してください。			
		市町村民税所得割	都道府県民税所得割	計
	保護者等①	53,000円	22,600円	75,600円
	保護者等②	円	円 b	円
	☆所得割の合算額	a+b	75,600円	
	②該当する申請区分に✓をつけてください。			
	<input type="checkbox"/>	生活保護世帯(生活保護費を受給している)	課税証明書から、市町村民税と都道府県民税の所得割額を転記し、計の欄に合算額を記入してください。	
	<input type="checkbox"/>	☆所得割の合算額	保護者等が2名いる場合、二名分の合算額をa+bの欄に記入してください。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	☆所得割の合算額100円~105,499円		
	<input type="checkbox"/>	☆所得割の合算額105,500円~182,499円		
委任について	高等学校等奨学給付金の支給を申請します。また、下記記載内容に相違ないことを誓約します。			
	住所	〒000-0000 愛知県~ 氏名 ~高等学校 校長 ~		
	銀行	~銀行 ~支店	口座番号等	普通 0000000 口座名義 ~高等学校

令和8年度高等学校等奨学給付金の支給を申請します。また、下記記載内容に相違ないことを誓約します。

記

フリガナ	セイ	アイチ	メイ	イチロウ
対象となる 生徒氏名	姓	愛知	名	一郎
在学校名	〇〇高等学校			
課程名	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制	<input type="checkbox"/> 定時制	<input type="checkbox"/> 通信制	生年月日
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成		
入学年月日	<input type="checkbox"/> 平成	8年	4月	1日
	<input checked="" type="checkbox"/> 令和	学年	1年生	上記生徒について、過去に奨学給付金を受給した回数
				0回

国籍確認欄

記入上の注意	申請日の属する年度の7月1日現在の状況で記入してください。
添付資料	1 生活保護世帯 生業扶助を受給中であることを証明する生活保護受給証明書 2 上記以外の世帯 保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類

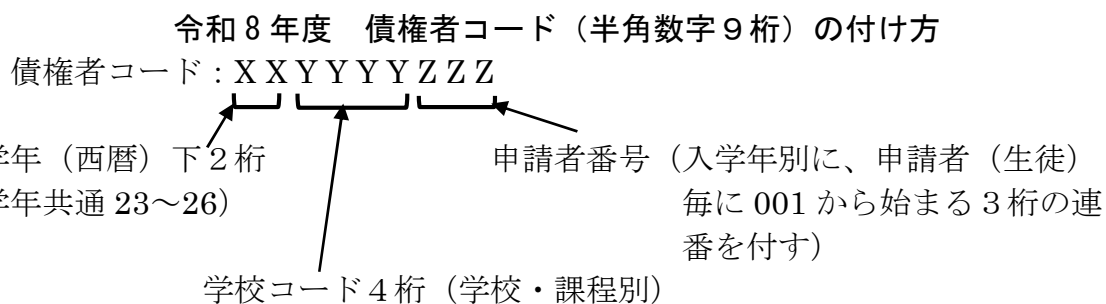
※学校使用欄 この欄は学校から証明を受けてください。	※審査結果記入欄
<p>上</p> <p>ま</p> <p>ます</p> <p>生徒が在学する高等学校等で記入してもらってください。</p>	記入しないでください。

## 令和 8 年度 奨学給付金申請者一覧作成シートの

## コード関係注意事項

## ○債権者コードについて

債権者コードは、以下により付番してください。



※ 奨学給付金支給システム導入に伴い、債権者コードを一度付与した申請者（生徒）については、翌年度以降も同一コードを用います。

※ 2 年生以上に転入した生徒の最初の 2 桁については、同学年の西暦下 2 桁としてください。

例：2026 年 4 月に 2 年生に転入した生徒の最初の 2 桁・・・25

※ 家計急変世帯における申請者一覧作成シートは、通常非課税世帯等とは別ファイルで作成することとする。ただし、債権者コードは家計急変世帯と非課税世帯等で同一のコードは使用しないこと。

※ 一覧の並び順は、債権者コード順（昇順）にすること。県に提出する書類についても同様とすること。また、書類は A 4 サイズで統一してください。

## ○金融機関コードについて（学校代理受領を行わない場合）

金融機関コードは、金融機関ごとの 4 桁の番号と支店ごとの 3 桁の番号があり、本システムでは両方の入力が必要。例年、誤った番号や番号の記載のない申請書が散見されるため、必ず確認をお願いします。

各金融機関及び支店の番号は、通帳の表紙や見開きページに記載されている場合がありますが、記載のない場合は下記の HP 等を参考にして正確に記入してください。

金融機関コード・銀行コード検索：<https://zengin.ajtw.net/>

## ○学校コードについて

学校コードは、申請者一覧作成シートの「県内学校一覧」シートを参照してください。就学支援金事務で用いる学校コードと異なる場合がありますので、ご注意ください。

## ○銀行コード、支店コード、口座番号の 0 埋めについて

銀行コード 4 桁、支店コード 3 桁、口座番号 7 桁にそれぞれ満たない場合は、0 埋めしてください（セルの設定で 0 埋めするのではなく、必ず手入力で行ってください）。

（例）口座番号が 1 1 1 の場合→0 0 0 0 1 1 1（7 桁）